

## 蒲郡市観光バスツアー助成事業費補助金の概要

### 1 申請要件

#### (1) 申請事業者

下記①②の条件をいずれも満たす者。なお、同一事業者であっても支店ごとに申請が可能とする。

- ① 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の登録を受けていること。又は道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の許可を受けていること。
- ② 暴力団及びその構成員に関係していないこと。

#### (2) 対象となるバスツアー

- ① 補助事業者が所有するバス、または借り上げた大型・中型・マイクロバスによる観光目的のツアーであること。
- ② 1回あたり、15名以上（運転手、添乗員は除く）が参加するバスツアーであること。
- ③ 令和5年2月28日（火）までに完了するバスツアーであること。
- ④ 新型コロナウイルス感染症防止対策が実施できていること。
- ⑤ 蒲郡市外の発着で市内指定施設に宿泊又は立ち寄るバスツアーであること。
- ⑥ 日帰りツアーの場合は、⑤の条件に加え、次のアからウのいずれかの条件を満たすこと。
  - ア) 観光施設等1ヶ所訪問の場合
    - ・一人1,000円以上の市内飲食・弁当又は観光サービスの利用1件
  - イ) 観光施設等2ヶ所訪問の場合
    - ・一人1,500円以上の市内飲食・弁当及び観光体験サービスの利用2件
    - ・一人2,000円以上の市内飲食・弁当又は観光サービスの利用1件及びショッピング施設の利用（30分以上の立ち寄り）
- ⑦ 宿泊ツアーの場合は、⑤の条件に加え、市内の宿泊施設に宿泊すること。
- ⑧ 立寄り及び宿泊施設の件数は、別施設での利用を1件として扱います。

### 2 補助金の額

#### (1) 日帰りツアー（他市で宿泊する場合は、日帰り扱い）

バス1台につき、観光施設等1ヶ所訪問の場合	10,000円
観光施設等2ヶ所以上訪問の場合	40,000円

#### (2) 宿泊ツアー

バス1台につき、	60,000円
----------	---------

### 3 ツアー催行期間

令和4年11月1日（火）から令和5年2月28日（火）まで  
※補助申請受付 令和4年9月29日（木）から

ただし、予算上限に達し次第終了となります。

#### 4 上限設定

補助金は1事業者につき、**出発月各月毎**において、100万円までとする。

#### 5 申請から助成金の支払いまでの流れ

- 9月29日（木）申請受付開始
  - ・申請必要書類：申請書（様式1・2）及び必要添付書類提出
  - ・申請後5日以内に交付決定書又は交付不可通知を行う。
  - ・**旅行出発日の1週間前までの申請について、受付する。**
- 11月1日（土）ツアー催行開始
  - ・ツアー実施日から14日以内に実績報告書（様式6）を提出、確認後請求書に基づき補助金支払い
  - ・申請内容に変更がある場合は、申請書（様式5）及び必要に応じて申請書（様式2）の再提出
- 12月頃 補助実績を確認後、1月・2月期の上限設定を定め、改めて設定
- **1月・2月期も同様の上限設定とする。**
- 3月末 バスツアー補助金の清算終了

#### 6 その他

対象要件等については、新型コロナウイルス感染症予防措置や申請状況により、変更となる場合があります。

本補助金の交付に関する会計帳票は、5年間保管願います。

#### 7 申し込み、問い合わせ

蒲郡市観光協会 蒲郡市元町1-3（ナビテラス内）

TEL：0533-68-2526 FAX：0533-68-3871

メール：kankou@sk.aitai.ne.jp